新年のご挨拶

株式会社　エーアイエー
代表取締役　鶴野　英一

新年、明けましておめでとうございます。
旧年中は、格別のお引き立てを賜り心より御礼申しあげますと共に、皆様方にとりまして令和５年（西暦２０２３年）が、最良の年となりますよう心からお祈り申しあげます。
さて、令和５年は事業者の皆様方にとりまして１０月に導入されるインボイス制度及び令和６年１月から義務付けられる電子帳簿保存制度への対応準備が本格化する年になります。まずは、前年までに取引先の実態調査から得られた情報を基に売りに関する部分と仕入れ（支払い）に関する部分とに分類して実践すべき対応策を整理し地道に対処していただければと思います。また、事業者の皆様におかれましては新制度導入による市場環境の変化に適応すべく、事業の見直しや業態改革に向けた仕組みづくりへの決意を新たにし、期待感を抱かれている事と思います。
そこで、株式会社エーアイエーといたしましても、第１１次中期経営計画の２年目に当たる令和５年における活動基本方針を、巡回監査を前提としたＴＫＣ方式の自計化推進、書面添付推進、経営助言推進を実践し、ビジネス環境の激しい変化に適応しながら、顧客や社会のニーズを基にビジネスモデルの変革に努め、プロセス、サービス、企業風土を変革し、競争上の優位性の確立を目指すと共に、少子高齢化により必須となった事業者の皆様方の業態変革に向けてデジタル機能を駆使し更なる体質改善の支援に努め、新たな働き方の構築支援に努める事といたしました。以上の活動方針に基づいて、各支援部の業務方針を以下のように決定いたしました。

①経営支援部
関与先事業者の事業分野に精通し、日々の電子記帳であるＦＸ２をはじめとする会計システムの入力の自動化を図る事で作業手間を合理化し、更に継続ＭＡＳで作成した行動及び数値の目標と実績との差異分析を実施して、毎月、中間時、決算時のそれぞれの業績検討会を通じて関与先事業者の経営力（財務信用力）の強化支援を行う。これらを支援する側面行為として、経営計画の作成、予算管理（モニタリング）、創業・事業承継、経営改善等の更なる専門的能力の強化とＡＩ・ＩＯＴ・ロボット技術等の進展がもたらすＤＸ時代のＩＣＴ化に対応した経理業務の変革を支援する事で事業者の皆様方の業務体質改善と新たな働き方の構築支援に努める。

②情報化支援部
これまで推進してきたデータベースソフトの改変に対応すべきノウハウ習得はもちろんの事、インターネットインフラの高機能化がもたらすシステムへの影響を真正面から捉えて、ＤＸ時代のＩＣＴ化に適応できるソフトウエアの運用支援と情報コンサルティングノウハウの取得に努め、関与先事業者の電子化を通しての経営力強化支援を実践して、地域経済の活性化という社会的責任を果たすとともに、ＡＩ・ＩＯＴ・ロボット技術等の進展がもたらすＤＸ時代のＩＣＴ化に対応した経理業務の変革を支援する事で事業者の皆様方の業務体質改善と新たな働き方の構築支援に努める。

③企画管理部
これまで推進してきた企画管理業務の基本に立返って見直しを行い、ｂ－ｐｏｓｔ．ｃｏｍをメインとするＷＥＢサービス（ＨＰ作成・運用、サイト構築、広告支援・販路開拓支援、ネットＣＭ及びソーシャルメディアの運用支援、電子決算公告等）の時代対応及び機能強化に努め、経営支援部及び情報化支援部を側面から支援する事で、関与先事業者の経営力強化支援の一翼を担うとともに、ＡＩ・ＩＯＴ・ロボット技術等の進展がもたらすＤＸ時代のＩＣＴ化に対応できる基本業務の自動化を支援する事で、事業者の皆様方の業務体質改善と新たな働き方の構築支援に努める。

最後に、本年における事業者の皆様方の益々のご隆盛とご健勝を心よりお祈り申しあげまして、新年のご挨拶とさせてい頂きます。

2023年 抱負

経営支援部

	【 長重 俊隆 】 卯年は飛躍の年と言われているようです、コロナで低迷した経済も向上していくお手伝いが出来ればと思います。
【 林 英俊 】 仕事の改善に努めつつ、日常生活でもいろいろ取り組んで有意義な年にしたいです。	【 四郎園 健彦 】 新風を吹き込む１年にしたいと思います。
【 土成 邦彦 】 日々を健康に過ごし、更なる自己研磨を行っていきます。	【 関屋 凜音 】 巡回監査士等資格取得に取り組んでいきます。

情報化支援部

	【 平野 隆 】 コロナの状態を見ながら、取得の試験に再チャレンジしていける年にしたいと思います
【 横原 まゆみ 】 昨年に引き続き、日々の運動を心掛け、健康に気を付けたいと思います。	【 長谷川 幸太郎 】 新年もウォーキングを継続し、運動不足の解消と体調管理に努めたいと思います。

企画管理部

【 下茂 志津子 】 「得意淡然」 謙虚にして驕らず。目の前のことを懸命に。道を築きます。	【 前原 和江 】 日頃の習慣を見直し、健康に過ごせるようにします。
【 太田 彩美 】 ぴょ～んと跳ねる一年にできるよう、新しいことにもチャレンジしよ卯！	【 田中 美和 】 生活リズムを見直し、コツコツと積み上げて結果が出せるようにしていきたいと思います。

2023 年から始まる「土地」に関する法改正

所有者がわからない土地の解消に向けて主に次の 2 つの法改正が行われます。

1. **相続土地国庫帰属法の創設**
2. **相続登記の義務化**

【2023 年 4 月スタート】相続土地国庫帰属法の創設

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることを防ぐため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が 2023 年 4 月 27 日からスタートします。

現状案では、

申請（審査手数料の納付）→　法務大臣による要件審査・承認→
10 年分の土地管理相当額の負担金を納付→　国庫帰属　といった流れです。

【2024 年 4 月スタート】相続登記の義務化

土地・建物の所有者が亡くなっても、相続登記がされないケースが多く「所有者不明土地問題」として、社会問題になっています。それを解消するため 2024 年から相続登記が義務化され、2024 年以降は相続した不動産を 3 年以内（その所有権を取得したことを知った日から　または　遺産分割が成立した日から）に登記しないなど、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10 万円以下の過料の適用対象となります。

その他にも義務化される制度や民放のルール改正などもあります
（所有不動産記録証明制度、住所等の変更登記の申請の義務化、
土地・建物に特化した財産管理制度の創設、共有制度の見直し、
遺産分割に関する新たなルールの導入、相隣関係の見直しなど）。
詳細は法務省のホームページをご覧ください。